

「第3回 直方市公契約審議会」会議録

開催日時 : 平成28年3月28日(月) 15:00 ~ 17:00

開催場所 : 直方市庁舎8階 808会議室

出席者 : (委員) 服部会長・岩尾副会長・永富委員・寒竹委員・津田委員

(事務局) 毛利総合政策部長・大場財政課長・

浜田契約係長・平山公会計等担当係長・花田・梅田

1. 直方市公契約条例の一部改正について

会長	第3回直方市公契約審議会を開会する。 まず議事次第に従い、議題(1)の「直方市公契約条例の一部改正について」事務局からご報告いただきたい。
事務局	それでは、報告させていただく。 公契約条例の一部改正については、本審議会よりご提案をいただいたとおりの内容となっている。 資料:「直方市公契約条例の一部を改正する条例新旧対照表」をご覧ください。 条例第5条(適用範囲)の工事又は製造の請負契約の適用範囲を「1億円以上」から「5,000万円以上」に拡大すること、また第8条(公契約等の規定事項)の遵守法令に「サ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(入契法)を追加すること」について、平成27年12月議会へ上程し、可決をいただいたのでご報告をさせていただきます。 なお、条例の一部改正については、本市ホームページへの掲載をはじめ、建設工事で登録の市内業者全社に対して、改正等の文書をファクス送信し、周知を図った。直方市公契約条例の一部改正についての報告は以上である。
会長	この件について、ご意見、ご質問があるか。
各委員	特になし。

2. 直方市公契約条例施行規則の一部改正について

会長	<p>議題（2）「直方市公契約条例施行規則の一部改正について」事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、説明させていただく。</p> <p>資料：「直方市公契約条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表」をご覧ください。左側が新で、右側が旧である。</p> <p>施行規則第4条では、受注業者への労務台帳の作成及び報告について規定がされており、現行では受注業者は労務台帳を毎月作成し、計3回に分けて提出することが義務づけられている。労務台帳の提出は、労働者へ賃金がきちんと支払われているかを確認するものである。当初は単年度契約を想定していたが、今後は複数年にわたる案件もあることから、規則を改正するものである。</p> <p>改正案の「履行期間が1年以内の場合」については、表現の違いはあるが、現行と同様に計3回提出していただく取り扱いである。</p> <p>次に「履行期間が1年を超える場合」では、1回目や最終回の労務台帳の提出は現行と変わりはないが、2回目以降を6月ごとの提出に改めるものである。これにより、受注業者の事務負担を考慮しつつ、かつ定期的な確認作業が可能になると考えている。</p> <p>直方市公契約条例施行規則の一部改正についての説明は以上である。よろしくをお願いします。</p>
会長	<p>この件について、ご意見、ご質問があるか。</p>
副会長	<p>今回の条例改正は、このとおりでいいが、「若者技術者・労働者の育成」というのが、改正入契法の経営事項審査の審査項目として追加された。そのため、今後も公契約条例に係る法令の追加にも取り組みたい。なお、条例の文言等については、会長にお任せしたい。</p>
会長	<p>遵守法令として、きちんと規定しておくことで、その法律が公契約条例上、縛りを受けるのか、受けないのかはつきりさせておく必要はある。曖昧な表現では、いらぬ争いの種になるおそれがある。であるから、「その他法令を遵守」という書きぶりではその判断が難しい。審議会、あるいは市長の判断が必要である。この法律は遵守規定として入れるか入れないか骨子を決めていくという形が望ましい。</p>
副会長	<p>喫緊の問題ではないので、条例の文言等については、会長と事務局に検討をお願いしたい。</p>
会長	<p>「直方市公契約条例施行規則の一部改正について」は、事務局の提案どおりでよろしいか。</p>

各委員	了承した。
-----	-------

3. 平成 28 年度 労務報酬下限額について

会長	<p>議題 (3)「平成 28 年度 労務報酬下限額について」事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、説明させていただきます。</p> <p>資料：「公共工事設計労務単価及び労務報酬下限額（案）比較表」をご覧ください。</p> <p>工事又は製造の請負契約については、本年 2 月から、公共工事の工事費の積算に用いるための公共工事設計労務単価が改定されたので、これを一覧表にまとめさせていただいた。なお、平成 28 年 3 月 31 日までに新たに労務単価が改定されない限り、4 月 1 日以降も引き続き適用される単価である。</p> <p>公共工事設計労務単価は、農林水産省及び国土交通省の 2 省による公共事業労務費調査に基づき、都道府県ごとに決定されるものであるが、今回の改定では、資料 2 ページ目の「No.39 タイル工」と「No.40 サッシ工」の福岡県単価が示されていない。従って、本市にて積算の際に採用している「福岡県県土整備部発表の土木工事実施設計単価」としている。逆に、「No.43 建具工」については昨年度、福岡県単価が示されていなかったが、今回、2 省単価が示されている。そのため労務報酬下限額は時給 1,470 円、前年度と比較するとマイナス 60 円となっている。なお、今回の改定の結果、平均で 100 円の労務報酬下限額の引き上げとなっている。</p> <p>続いて、業務委託・指定管理協定についてだが、平成 28 年 4 月 1 日から直方市行政職給料表が見直され、臨時職員の日当が 6,500 円から 6,600 円へ 100 円引き上げられる。そのため、現在運用中の時給 839 円が、平成 28 年度では時給 852 円となり、13 円の引き上げとなる。</p> <p>平成 28 年度労務報酬下限額についての説明は以上である。</p>
会長	<p>この件について、ご意見、ご質問があるか。</p>
委員	<p>公契約上の労務報酬下限額は、毎年、労務単価改正に伴い、改正しているが、実際に雇われている労働者の賃金が変わるのであるだろうか。3 年や 5 年の複数年契約を締結しているものに関して言えば、その期間の差は考慮する必要があるのでないだろうか。</p> <p>また、逆に、複数年契約の中で、例えば臨時職員の日当が下がった場合、どうなるのか。そのあたりも先々考えていかなければならない。そのあたりが心配である。</p>
会長	<p>つまり、複数年契約の場合、初年度の単価を次年度に上げるということか。</p>

委員	<p>3年ないし5年で契約している労働者が、労務単価が下がった場合に、その対象者は3年から5年は賃金が守られるわけである。</p> <p>ところが、臨時職員は直接給料が反映されるわけである。そのあたりの整合性がどうなのかと思う。</p>
副会長	<p>委員の意見はよく分かる。公共工事で表にあらわれる数字は、設計労務単価である。実際に労働者に支払う賃金ではない。委託業務の実態が、建設業者である私にはわからない。委員がよくご存知だと思うが。</p>
委員	<p>30年ずっと上がっていない。労務単価ほど高い賃金はない。私たちはまだ低い賃金で働いている。</p> <p>前にも言ったように、委託というのは直営主導であるから、そういう意味で行財政というのは直に反映してくるので、賃金に関しては厳しい部分がある。直方市は早くから原価計算方式で策定をさせていただいており、そういう意味では公平公正である。近隣と比べてもきちんと手当をさせていただいているほうだと私は理解している。</p>
会長	<p>それについて質問であるが、複数年の委託契約の場合でも、例えば5年契約で、3年目に標準原価方式で計算するとき、賃金を上げる必要がある場合、上がるようになっているのか。</p>
委員	<p>なっていない。そのままである。</p>
委員	<p>3年間は確定されるわけだろう。別の人たちは1年後に給料が上がったら、その後も上がった形でいくようになる。</p>
会長	<p>新規の方は上がったもので契約するが、複数年契約だと上がらない。</p>
委員	<p>前年の契約なら、給料は安いままである。しかし、毎年契約するのであれば、給料も上がったり下がったりするわけである。</p>
副会長	<p>労務報酬下限額が上がる予定だから、契約金額も上がった分ぐらい、上げないといけないのではないか。</p>
事務局	<p>当初の入札条件に労務報酬下限額を定めているので、契約途中での最低賃金の変更は難しいと思われる。複数年契約で言えば、契約途中で労務報酬下限額が上がっても下がっても、当初の労務報酬下限額が担保される形である。</p>
会長	<p>おそらく、委員が言われているのは、複数年契約の契約途中で労務報酬下限額が上がった時には、下限額を上げられるのかということか。</p>

委員	<p>今の事務局の回答では、それはできないという答えなのであろう。労務報酬下限額が下がっても下げない。その代わりに、上がっても上げない。</p>
副会長	<p>しかし、労働者側から言えば、やっぱり少しでも給料を上げてもらいたいという気持ちはある。変更しないと労働者の給料を上げられない。</p>
委員	<p>確かに契約で縛られる部分は分かるが、3年間で3年間でない人、そこで賃金が変わってくること自体がどうなのかと思う。</p> <p>先々、我々がずっと委員としている訳ではない。この部分をきちんと決めておいて上がった状態で止めると、下がった場合でも。現給保障ですつといくという方法も考えられるかと思う。</p>
副会長	<p>しかし、今後賃金の下がるというのはないかと思う。例えば、リーマンショックの様なことがあれば別だが。</p>
会長	<p>最近、最低賃金を1,000円まで上げると聞いたことがある。</p>
委員	<p>最低賃金が1,000円になったら、労務報酬下限額より最低賃金法の方が高くなり、1,000円に合わせなければならない。最低賃金が上がれば、業務委託と指定管理協定の労務報酬下限額は要らなくなってくる。</p>
委員	<p>労務報酬下限額に関してだが、私が準備した資料の説明をしたい。</p> <p>平成28年度の積算基準の見直しについての国土交通省の記者発表資料である。様々なことが記載されているが、特に大きな改正点として2つあり、1点目は、『積算時の交通誘導員の積み上げ先を従来の共通仮設費から直接工事費へ変更』、2点目は、『低入札価格調査基準算定式の現場管理費の算定率を従来の80%から90%に引き上げる』といったことである。</p> <p>1点目の改正内容は、従来、交通誘導員は現場の安全管理を行っていることから、共通仮設費の安全費に積み上げられていた。しかし、交通誘導員も構築物等を製作している労働者であるとの考え方に立ち、直接工事費への積み上げに改正されることとなった。</p> <p>2点目の改正内容は、現場を運営するために必要な経費をみるのが「現場管理費」であるが、品質の高い構築物等を製作するためには、当然必要な経費であることから、80%から90%へ引き上げた。</p> <p>今回の諸々の改正により、わずかかもしれないが健全な経営ができるようになると考えているし、低入札価格調査基準の算定式では、労務費が含まれている直接工事費は95%に設定されていることから、私がいつも主張している、工事又は製造の請負の労務報酬下限額を設計労務単価の80%から、先進自治体同様の90%への引き上げについて今後の課題として議論して欲しい。</p>
会長	<p>様々な意見が出されたが、「平成28年度 労務報酬下限額について」は、事</p>

	事務局の提案どおりでよろしいか。
各委員	了承した。

4. 次回公契約審議会の開催日について

会長	議題（4）「次回公契約審議会の開催日について」事務局の説明をお願いします。
事務局	今後のスケジュールであるが、昨年同様に、平成27年度公契約条例対象事業の契約受注者へのアンケート調査を実施予定である。アンケート調査は4月中旬に行い、第1回目の審議会を5月に開催し、前回の振り返りのまとめを行っていただきたいと考えている。その後、市長宛てに審議会からの報告書の提出を予定している。 従って本日、次回の開催日を調整させていただきたいが、5月の第2週目の金曜日、5月13日（金）あたりはいかがか。
会長	それでは、第2回直方市公契約審議会は、5月13日（金）の14時からということよろしいか。
各委員	了承した。
会長	その他、事務局から何かあるか。
事務局	特にない。

5. 会議録署名委員の指名

会長	それでは、本日の会議の議事録署名委員を指名する。今回は、岩尾副会長と寒竹委員をお願いします。
両委員	了承した。

6. 閉会

会長	これをもって第3回直方市公契約審議会を終了する。
----	--------------------------